



進めたら良いのでしょうか。

A

障害者雇用促進法では、事業主に
対し常時雇用する従業員
の一定割合(法定雇用率)

Q

当社では、今まで障害者雇用の経験がないのですが、この度障害者雇用の義務があると聞かれました。義務とはどのようなもので、どのように障害者雇用を

以上は障害者の雇用を義務づけています。法定雇用率は段階的に引き上げられ、民間企業では令和6年4月から2・5%、令和8年7月から2・7%となります。



サポートを利用して、障害者雇用のご検討を

そのため、法定雇用率が2・5%なら従業員40人以上、2・7%なら従業員37・5人以上の企業が障害者を雇用する必要
があります。

令和6年4月からは障害者雇用相談援助制度が始まり、認定を受けた事業所による障害者の雇入れ等一連の相談を、無料で受けることが可能となりました。

障害者雇用に当たっては、ハローワークをはじめとした支援機関がさまざまなサポートを行っています。鳥取労働局では、働く障害者の身近な支援者を養成するための「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を開講
していますし、ハローワークでは企業に出向いての出前講座も実施しています。

また、職場定着に向けて、ハローワークや障害者職業センターなど障害者雇用の関係機関は、チームを組んで企業への支援を行っておりますので、詳しくは最寄りのハローワークまでご相談ください。

鳥取労働局職業安定部職業対策課
電話0857(29)1708
ID:YLNK <https://site.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>